

天草市水道局からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により 上下水道料金のお支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に上下水道料金のお支払いが困難な事情がある場合は、お支払い猶予に関するご相談に応じますので、お問い合わせください。

対象となる方

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料等のお支払いが困難になった方。

お支払い猶予の内容

水道使用者ご本人又はご家族の方が、天草市役所本庁水道料金窓口又は電話で申し出をいただき、対象の方と認められた場合に一定期間、お支払いを猶予します。

なお、この猶予期間後も、支払いについてのご相談に応じます。

※収入状況等が確認できる書類を提出していただく場合があります。

お問い合わせ・納付に関するご相談

お支払いが困難な場合、お支払いに関するご相談（お支払いの猶予や分割納付等）については、下記までお問い合わせください。

〒863-8631
天草市東浜町8番1号
本庁 水道料金窓口
(収納委託業者) フジ地中情報(株)九州支店
電話：0969-24-8810 (直通)